

「ながさき鳥獣被害防止総合対策事業」  
鳥獣被害対策シンポジウム

○問合せ先 農林課 ☎内線 223  
県北地域で問題となっているイノシシなどの野生鳥獣に対する正しい知識と被害対策を普及し、野生鳥獣の被害問題にどう取り組んでいくのか、兵庫県立大学の阿部豪先生を講師に迎えてシンポジウムを開催します。

【日時】 3月15日(木) 13:30～16:30

【場所】 江迎地区文化会館インフィニタス

【内容】

・講演

地域で進めよう鳥獣被害3対策(仮題)  
兵庫県立大学 阿部<sup>つよし</sup>豪先生

・パネルディスカッション

「みんなで考えよう鳥獣被害3対策」  
パネリスト4名(各市町から)

※参加は無料、どなたでも参加できます。

【募集の概要】  
松浦駅前まつうらふるさと自慢看板は、対外的に自慢できることをPRした広告看板を掲載することにより、民間企業のみならず松浦市のイメージアップを図ることを目的としています。  
【募集の概要】  
広告掲載場所  
松浦駅前まつうらふるさと自慢看板(志佐地区公衆便所壁面)  
広告看板規格等  
サイズ…縦500ミリ×横600ミリ  
材質…アルミ複合板

松浦駅前まつうらふるさと  
自慢看板への広告看板掲載募集

申込・問合せ先 観光物産課観光振興係  
☎内線270

募集区画数 12区画(予定)  
広告掲載料 12,000円/年度・1区画

※詳細は上記までお尋ねください。



## 固定資産税縦覧帳簿の縦覧

○問合せ先 税務課固定資産税係 ☎内線 111、112

平成24年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月から始まります。

縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していただく制度です。

【縦覧帳簿の内容】

土地価格等縦覧帳簿には、所在地、地目、地積および価格を記載しています。家屋価格等縦覧帳簿には、所在地、家屋番号、種類、構造、床面積および価格を記載しています。

【縦覧できる人】

土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます(家屋のみの納税義務者は、縦覧できません)。家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます(土地のみの納税義務者は、縦覧できません)。

※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【縦覧の期間】

4月2日(月)～5月31日(木)  
(ただし、土・日・祝日は除く)

午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】

市税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】

手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。なお、資産確認のため名寄帳の交付を受ける人は、本人確認のため、運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要です(代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です)。

**固定資産税第1期の納期を変更**

問合せ先 〓 税務課固定資産税係  
☎ 内線 111、112

平成24年度は評価替の年です。第1期の納期は5月15日から5月31日までに変更します。

**鉄道・バスのダイヤ改正**

問合せ先 〓 商工課交通対策室  
☎ 内線 260

JR九州のダイヤ改正に伴い、3月17日に松浦鉄道、のりあいバスのダイヤが改正されます。また、4月1日には西肥バスのダイヤが改正されます。

詳しくは、別途配布する時刻表をご覧ください。

**児童館の移転・閉館時間変更**

問合せ先 〓 子育て・こども課 〓 内線 171  
児童館 ☎ 72-1655

4月1日から、児童館は志佐町浦免(スポーツセンター横)にある「松浦市勤労青少年ホーム 2階」へ移転します。

また、閉館時間が「午後6時」から「午後5時30分」に変更になります。移転後も多くの皆さんのご来館をお待ちしています。

**住基ネット停止**

問合せ先 〓 市民生活課住民・年金係  
☎ 内線 122

3月6日～8日に、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、住基ネット) 関連機器の更改を行います。この期間中は住基ネットを利用した手続きができません。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 〔住基ネットを利用した手続きとは〕
- ・ 住民基本台帳カード(住基カード)の発行
  - ・ 電子証明書の発行
  - ・ 広域交付住民票の交付 など

**高額な外来診療を受ける皆さんへ**

問合せ先 〓 健康ほけん課国保係  
☎ 内線 125、126

4月1日から入院に加え外来でも限度額適用認定証を医療機関へ提示すれば、ひと月の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。70歳未満の人、70歳以上の住民税非課税世帯の人は、事前に医療保険者から限度額適用認定証の交付を受ける必要があります。詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

**マツカイ市に「松浦通り」正式に開通**

〇 問合せ先 まちづくり推進課  
☎ 内線 313

松浦市とマツカイ市の「特別な友情の証」として、今後も姉妹都市交流が発展していくことを願い2010年に命名された「松浦通り」が1月31日にマツカイ市において正式にオープンしました。

「松浦通り」は、全長約485m、最近完成した新しいショッピング街に位置し、パイオニア川が180度見渡せます。

隣接する公園(ケーンランズ・パーク)には、屋根つきのバーベキュー施設や、子ども広場などが整備され家族で楽しむにはぴったりです。



松浦通り

**土地・中古住宅を**

**売りたい・買いたい**

お客様の住宅や不動産に関する悩み  
心配事など様々なご相談に応じます。



株式会社 **グッド・ハウス**

不動産  
事業部

☎ **72-3718**

〒859-4502 長崎県松浦市志佐町里免315-4 ✉ good@alpha.ocn.ne.jp



**アパート  
貸家 土地  
中古住宅**

**借りたい 貸したい**

ご相談に応じます。